

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十第

論說

戰時戰後に於ける獨逸税制變革……………法學博士 小川郷太郎

地方税としての所得税の重要……………法學博士 神戸 正雄

勞賃と勞働生産力との關係……………法學博士 田島 錦治

文明史に關する論争……………法學博士 財部 靜治

植民地の財政政策に就きて(四)……………法學博士 山本美越乃

時論

常平倉運用の標準……………法學博士 戸田 海市

說苑

京城六矣塵に就いて……………經濟學士 黒 正 巖

雜錄

史的唯物論略解……………法學博士 河上 肇

富といふ支那字に就て……………法學博士 河上 肇

新著紹介……………法學士 本庄榮治郎

植民地の財政政策に就きて (四)

山本美越乃

植民地に於ける内地消費税賦課の問題に關聯して茲に注意すべきは、母國及植民地に統一的の關稅制度の行はるる場合には、同種の貨物に對しては其の消費税の賦課をも亦同一になすに非ずんば、負擔の輕き孰れか一方の貨物は負擔の重き他方の市場に侵入して競争を試むるの虞れなしとせず、故に此の如き場合には母國及植民地に於て同率の消費税を課し、以て其の弊を防止せざる可からずとの見解なきに非ざること是れなり、然れども既に述べたるが如く經濟上の實力を一にせざる植民地に對して母國と同率の課稅制度を施行することは、植民地産業の發達を妨げ住民の生活を困難ならしむる所以にして、啻に植民地自體に打撃を與ふるのみならず延て母國に不利を齎すものたり、故に母國及植民地に同一の關稅制度の行はるる所に在りては、斯かる競争の防止策に付きて頗る苦心しつつあり、例へば佛國の植民地中母國の關稅率の適用せらるる所に於ては、多くは内地消費税の課稅物體を異にし、適ま同種の貨物の存する場合には、特別の制度を設くることに依りて競争の弊を防止せんことに注意せり、即ち煙草の如きは母國に於ては專賣制度

に依るも、植民地に於ては免許税及消費税の制度に依り、又酒精飲料の如きは關稅及内地消費税以外に別に入市税 (O. C. T.) の制度に依り、互に其の産物を保護して衝突を避けしめつつあり。

我が國の統一關稅區域たる植民地殊に臺灣に對して從來採りたる方針は、同種の貨物に付きては植民地に於て母國に於けると同率以上の課税を爲すに非ずんば之を母國に移入するを許さず、此くして低廉なる同種の植民地産物の移入に對して母國の産物を擁護すると共に、又母國の消費税及專賣制度より生ずる收入の減少を防止せんとするの方針に出でたる結果、或種の貨物(例へば砂糖・石油・織物等)には母國と同率の消費税を課し、他の貨物には臺灣特有の消費税を課するが如き複雑したる制度を生ぜしむるに至れり。

母國及植民地に原則として同率の内地消費税を賦課する制度の非なる所以は既に述べたる所の如くなるを以て、此の非理を避くると共に又低廉なる植民地産物の移入に因りて母國の財政上に及ぼす不利の影響を防止せんと欲せば、植民地にては其の民度及經濟上の實力に相應せる獨立の消費税制度を採用し、唯母國に於て高率の消費税を賦課せる貨物と同種の植民地産物を母國に移出する場合に限り、別に課税を爲すの制度を設くることに依り、母國の消費税率との權衡を保たしむることとせば、能く相互の要求に應じ且課税の本義をも之を全ふすことを得べし、而して

此の目的を達する最も簡便なる方法の一は、出港税の如き特別の制度を設くるに在りとす。

(乙) 直 接 税

間接税が植民地の財政上に極めて重要なる地位を占むることは以上説述せるが如くなるを以て、他に良好なる財源を發見すること能はざる所に於ては、其の歳入を主として間接税に仰ぎつつあり、蓋し間接税は納税者に直接租税を負担しつつあることを感知せしめずして、不知不識の間之を納付せしむることを得るが故に、租税の性質を未だ了解するに至らざる幼稚なる社會に在りては、徵税上の困難を感せしむることなくして比較的容易に收納の目的を達し得べしと雖も、直接税は納税者各自が租税の性質及其の必要を理解し、且私有財産の觀念の發達せる所に於て初めて有效に之が實行を期待し得べきを以てなり、租税に關する一般の智識未だ進歩せず、私有財産權及之に對する保護的制度の確立するに至らざる植民地に於ては、直接税は其の賦課徵收に少からざる困難を感じ、徒に無益の勞力及費用を要するのみならず、課税の意義及其の必要の一般に知悉せられざるより、往々住民の反對を招き植民地の統治上に禍根を残すの虞れなしとせず、是れ植民地の狀態未だ幼稚の域を脱せず、住民の思想又極めて單純なる所に在りては、成るべく直接税の賦課を避けんとする所以にして、或は間接税よりも寧ろ直接税を以て明かに租税に

關する觀念を一般人に與へ、納税の義務に對する訓練を爲さしむるの利益ありと思考する者なきに非ずと雖も、文明國民間に於ても直接税の往々種々の議論を生ぜしむる原因となるを思ふ時は、此の如き見解は少くとも普通の植民地の住民には適合せざるものと稱せざるを得ず。

然れども又他方に於ては植民地に必要なる經費は、其の開發と共に益々膨脹すべきを以て、之に應ずべき歳入を單に二三の税源のみに待つこと能はずして、成るべく廣く其の收入源を搜索するの必要あり、於茲乎、植民地の發達に伴ひ間接税以外に更に或種の直接税をも亦之を併せ用ひざるを得ざるに至るは、蓋し自然の勢と謂はざる可からず、而して植民地に於ては最初は人の所得及營業等の課税物件となすに足るもの多からざるを以て、普通直接税の主たる目的物となり得るものは土地・家屋及人なりとす。

(一) 地租 商工業上の發達に於て未だ見るに足るべきものなく、原始生産業を以て殆んど唯一の産業となせる普通の植民地に在りては、土地は最も重要なる富源を形成し、之より生ずる収入は何れの植民地に於ても直接税中の主要なる部分を占むるは毫も怪むに足らず、而して植民地に於ける地租の賦課に關しても亦原則としては、土地の収益の大小從て地價の高低を標準とすべきは論を俟たずと雖も、此の原則の適用は植民地に對しては必ずしも絶對的のものに非ず、由來地租の賦課方法に付きては或は土地の面積を標準とし、或は其の生産物の數量又は價格を標準とし、

或は土地の収益を標準として之を課する等の諸種の方法ありと雖も、是等の何れの方法を採用すべきかは全く各植民地の實情に依りて決定せらるべき問題にして、純理上よりせば土地に肥瘠の差異あるのみならず、交通運輸等の利便に關しても異なるものある以上は、單に面積若くは生産物の數量のみを標準として課税することは、負擔の公平を期する所以に非ざるを以て、宜く納税者の擔稅力に相應すべき土地の純収益を標準として課税せざる可からずと云ふに歸着すべきも、植民地は既に文化の一定點に達したる母國と異なり、通常面積に比して人口少く、從て土地の肥瘠及其の耕作方法の如何等に因る收穫の差異を、課税上の重大要件として參酌せざる可からざるが如き程度に迄達せざるものも敢て黜しとせず、又文明國に在りては市場の遠近及交通運輸の便否等は、假令同量の生産物と雖も之より生ずる収益の計算上に重大なる關係を有するものとして常に之を考慮中に加へらるるも、植民地に於ては是又前者と同じく左迄重大なる要件となすに足らざる場合多し、加之、現今文明國に行はるるが如き土地の収益の査定方法、即ち土地より生ずる全收穫中より之に要したる一切の費用を控除せる殘額を基礎として地價を評定し、之を臺帳に録して課税の標準となすが如き方法も、植民地に於ては往々土地の丈量及地目の編成等に巨額の費用を投ずるの餘裕なきのみならず、土地の生産力の測定・全収益及純収益の關係等に付きても精確なる調査を遂げ難き場合甚だ多し、既に土地の収益の査定に必要缺く可からざる是等の

要件にして確實を期すべからずとせば、假令此の方法に據るも到底課税の公平を保障し得べからず、是れ母國に於ては土地の純收益を標準とする課税主義を採用するに拘らず、植民地に於ては現今と雖も尙ほ面積標準主義若くは生産物標準主義等の併せ行はるる所以にして、文化の程度に著き差異ある植民地の土地課税問題を考察するに當りては、純理上の要求以外に植民地の實情を參酌して之を決定せざる可からずとなす所以のものも亦實に茲に存す。

因に、植民地に於ける地租に關しては各地其の制度を一にせざるのみならず、又其の名稱をも異にせり、例へば印度及瓜哇に於ては土地は本來國家の有に歸し、住民は唯「地主」(Landlord)たる國家より之を借入るるに過ぎずとの觀念より、其の納付する所のものを「地租」(Land tax)と稱すして、印度にては「土地歳入」(Land revenue)、瓜哇にては「借地料」(Land rent)と稱するの類是れなり。

英領印度に於ては土地占有者(Landholder)の政府に納付すべき「歳入」の類は、其の占有の永久的なる否とに依りて差異あり、永久的占有の場合には納付額も亦一定不變にして、假令土地の價格の騰貴することあるも政府の收入は之が爲めに増加せず、而して其の率は既耕地一エーカーに付約一ルーピー、即ち之を土地より生ずる收入に對する割合を以て表示せば、全收入の約二十四分の一に該當す、一時的占有の土地は「Zamindari」及「Raiyatwari」(or「Ryotwari」)

の二種に分たれ、前者即ち主として永久的占有者に依る借地の行はるる地方に對しては、最初は相當重き負擔を爲さしめたるも漸次輕減せられ、終に原則としては既耕地一エーカーに付約一ルービー三分の二、即ち之を土地より生ずる收入に對する割合を以て表示せば、全收入の約十分の一乃至十二分の一に該當するものを政府に納付すべきことを定めたるも、實際上に於ては諸種の事情の爲めに之を強制すること能はずして、政府の收入は通常此の標準以下に在り、後者即ち主として小作人に依る借地の行はるる地方に於ても、既耕地一エーカーに付約一ルービー三分の二を以て政府の徴收額の標準となすも、是又前者と同じく實際上には強行せらるるに至らず、一時的占有の期間は通常三十箇年にして、特別の事情ある場合には其の期間を短縮す、『土地歳入』以外に印度に於ては道路・森林及教育費等の爲めに別に地方的の課税 (Cess) を土地に負擔せしむ、其の率は『土地歳入』の四分乃至一割四分とす、要するに印度に於ける土地占有者の負擔は其の民度及經濟上の實力に比較して決して輕微なりと言ふを得ず、是れ從來印度に屢々襲來する饑饉の慘害の如きも、其の一部は斯かる過重の負擔に依りて民力を消耗せしむるに因るとの説を生ぜしむるに至れる所以なりとす。

佛領アルヂェリーに於ては土民の負擔する地租は之を Achour と稱し、Charne (約十町) を單位として計算せらるる既耕地に賦課せらる、而して其の課税は原則としては生産物の多寡を

標準とするが故に、歳の豊凶に應じて徴税額を一にせず、然れども、一般的に之を論ずる時はアルヂェリイに於ける地租も亦印度に於けると同じく、土民の擔税力に比して過重の譏りを免れず。チューニスに於ても生産物を標準とせる諸種の地租存す、即ち橄欖^{オリーブ}及棗に對してはKhanoum穀類に對してはAchourと稱する税を課し、殊に後者に就きては若し農民が佛國製の農具を使用する場合には其の負擔額の九割を免除し、以て優良なる農具の使用を奨励せんとする目的に一部之を利用せり、其の他チューニスの地租は地方に依りて異なるを以て頗る複雑を極む。

蘭領瓜哇に於て従來行はれたる『借地料』(即ち地租)制度中最も興味あるものは、同島の英國の治下に在りし時代にラッフルス(Sir Stamford Raffles)に依りて創定せられたる制度を、一八七二年の法律を以て更に補正したるもの是れなり、即ち該法律に據れば土地の肥瘠に應じて全村落を十級に分ち、最下級は一Bowwの面積に付十フロリン乃至二十フロリンの收穫あるものとす、夫れ以上十フロリンを増す毎に一級を進め、最上級は一Bowwに付百フロリン以上の收穫あるものとす、而して地租は當該村落の屬する等級中の最低收穫の五分の一を以て定率とす、例へば茲に二百Bowwの面積を有せる村落ありて一Bowwの收穫を平均二十六フロリンとせば、此の村落の屬する等級の平均最低收穫は二十一フロリンなるを以て、之に全面積二百Bowwを乗じたる數即ち四千二百フロリンの五分の一(八百四十フロリン)を以て該村落全體の

負擔する地租額となすの類是れなり、該法律は其の後屢々修正せられ、殊に土地の收獲の決定に付きては最初より一定の準則を設けずして、全く地方に於ける官吏と村民間の協議に依りて之を評定せしめたるより、後には之が爲めに諸種の弊害を生ずるに至りたりと雖も、村落を以て政治的及社會的生活の單位となしたる結果、課税の如きも個々の住民に對して課するよりは、寧ろ住民を一團として之に賦課する方法を採りたることは、租税觀念未だ發達せず從て徵税の爲めに比較的多くの費用を要する植民地に於ける課税方法としては、參考に値すべきものなしとせざるなり。

我が國の植民地は比較的進歩したる地租の制度を有す。臺灣に於ては從來土地に對する權利は頗る錯綜し、從て地租の如きも甚だ不正確なる標準の下に徵收せられたる以て、清朝時代に於て既に土地調査の必要を感じ、光緒十一年劉銘傳の臺灣巡撫となりて其の任に蒞むや、諸般の行政の振興を計ると共に土地制度の一大刷新を企て、前後六箇年餘の長日月を費して所謂清賦事業なるものを完成したりと雖も、是等の簿書の多くは我が占領當時或は兵火に罹り、或は匪徒の掠奪に遭ひ、或は舊官吏の隱匿する所となりて散佚したるを以て、當初は地租を徵收するにも何等の據るべきものなく、止むを得ず僅に残存せる斷片的の簿書と住民の申告とに依りて徵税を爲すの他なき状態に在りしかば、土地調査事業は最も緊急を要する重大問題として注

意せらるるに至れり、臺灣の開拓は元と支那の移住民に負ふ所大にして、最初は「紳民」即ち「墾首」等が土地開墾の特権を得、之を「墾戸」即ち事實上の開墾者に分給して開墾に従事せしめ、紳民等は墾戸より租穀を收め納税の義務は自ら之を負担せしが、墾戸中には更に其の土地を他人に貸與して小作料を徴收する者をも生じたるより、墾首の收むる租穀即ち「大租」に對して墾戸の收むる小作料を「小租」と稱し、之より又前者を「大租戸」後者を「小租戸」と呼ぶに至れり、故に大租戸は土地の所有者にして小租戸は其の占有者たるに過ぎずと雖も、歲月の経過と共に土地に對する事實上の權利は日常土地と最も密接なる關係を有せる小租戸に移り、大租戸は唯其の所有者たる名に於て小租戸より大租を收むる權利を有するのみとなれり、斯くして同一土地の上に併存せる大租戸の權利と小租戸の權利とは、互に分離して賣買讓渡の目的物となるに至れるより、彼等は相互に實際上の權利者を確知せざるが如き不都合を生じ、其の結果終に大租戸は小租戸より確實に租穀を收むること能はざるに拘らず、自己は土地所有者として政府に對しては納税の義務を負担せざるべからざるが如き状態に陥るに至れり、清賦事業は此の如き弊害を矯正せんが爲めに企畫せられたるものなるも、其の効果を收むるの暇なくして同島を我が國に割讓したるを以て、我が領有後は土地に關する權利關係を明瞭ならしむることを先決問題とし、明治三十一年以降土地調査事業に全力を盡くし同三十七年に至りて該事業を完成

すると共に、之が附帶事業として從來弊害の根源を成したる大租權の買收整理及地租改正の事業をも之を成就することを得たり、蓋し土地を調査して地籍を明かにし、大租權を買收して土地の二重負擔を除きたる以上は、更に課税の公平を期するが爲めに合理的の地租制度を創定すべきは當然の順序たるべければなり、而して臺灣に於ける地租賦課の標準は土地の收益を主とし、之に多少小作料を斟酌して定むる主義を採用せるを以て、此の點より論ずる時は植民地の地租制度としては頗る進歩したるものと言はざるべからず、土地の收益を知らんと欲せば生産物の數量及價格を知るの必要あるを以て、數量の調査には土地調査の際に於ける收穫調査を基礎として更に全島に就きて再調査を爲し、其の數量中より一般に小作料の二割に相當するものを控除し、又價格に關しては既往五箇年間の取引價格を當業者に就きて調査し、其の平均額中より二割を控除したるものを以て地租賦課の標準となせり、此の如く數量及價格に於て各二割を控除したるは、凶年若くば價格の下落に際して其の苦痛を緩和せんとするの主旨に出でたるものなり、以上の標準額に照し税率は田は六分乃至八分、畑は五分乃至七分、養魚池は四分乃至八分とし、田畑は十等に養魚池は之を七等に分ちて課税すること定めたり（明治三十七年十一月律令第十二號臺灣地租規則）、是れ實に臺灣に於ける合理的の地租制度の初めにして、其の後市街地の地價の騰貴に伴ひ、舊慣上家屋の一部と看做して課税することなかりし建物の

敷地に對しても亦地租を課するの必要あるを認め、大正四年に至りて建物敷地を七十等に分ち、各其の甲數に應じて地租を賦課すること定めたり。

●朝鮮に於ては古來「結」(結は收穫を表示すると共に又面積を表示する語として使用せらる、面積を表示する語としては之を六等に分ち、一等結三千二十五坪、二等結三千五百五十八坪、三等結四千三百二十坪、四等結五千四百九十九坪、五等結七千五百六十二坪、六等結一萬二千二百二十坪と云ふが如くに等級)の下るに従ひ一結當の面積を増加す、但し面積には大小の別あるも一結當の收穫高は相同じと看做さる。)を以て地租

(即ち地租) 賦課の標準となし、當初は物納制度に依りしも後に之を金納制度に改め、一結當の物納額を其の當時の價格に換算し、之に交通運輸の便否等を斟酌して其の額を決定したり、而して地租を賦課する臺帳即ち『量案』は二十年毎に之を改訂する制度なりしも、實際上に於ては其の改訂豫期の如くならざりしより、毎等地税の徵收期に至りて納税額及納税者等を調査する方法に依りたり、然れども其の後之が調査の任に當る官吏及監督者間に、結數を詐定隱匿して税額の一部を私する等の弊風を生じ、爲めに政府は豫定の歳入を得ること能はずして常に財政の窮乏に苦みしが、明治三十七年日韓協約の成るに及び、日本政府の推薦したる財政顧問の意見を入れて財政の整理に着手し、同二十九年統監府の設置と共に益々整理の進捗を見、次で同四十一年には地税徵收臺帳調製規定を定めて、結數の隱匿及地税の逋脱を絶滅せんことに努めたり、然るに併合後は更に根本的に地税制度を改定するの必要を感じ、課税地の形状・位置等を明かならしむべき見取圖を作成し、結數及結價の整理を爲すと共に小作人を納税者とする從

來の慣例を改め、地稅納付の義務は之を結數連名簿に登録したる地主をして負擔せしめ、且其の賦課減免等に關する根本法規とも稱すべき地稅令を制定公布する等、稅制の改革に關しては頗る意を用ゐたりと雖も、如何せん土地に對する基本的の調査未だ行はれざりしより、課稅の基礎確實なりと稱するを得ず、故に明治四十三年度以降約九箇年間の繼續事業として朝鮮全土に亘る土地調査を計畫し、大正七年に至り該事業の完了と共に土地臺帳及地籍圖も亦完備したるを以て、同年地稅令を改正し從來の課稅標準たる結を廢して土地臺帳に登録したる地價を標準とする主義に改め、地稅の率は全道を通じて地價の千分の十三とし、茲に初めて課稅額をして土地の收益に適應せしむべき地稅制度の確立を見るに至れり、其の他市街地に關しても從來は臺灣に於けると同じく地稅を負擔せしめざるを本則としたるも、地價の騰貴に伴ひ市街地外の土地と負擔の權衡を保たしむると共は歲入の増加を計るの必要上、大正三年市街地稅令を制定し、各土地の時價を基礎として決定したる地價を標準として其の千分の七を賦課することとなり。

由是觀之、我が國の植民地に於ける地租の制度は、他國の植民地に於けるよりも遙に進歩したるものと言ふを得べし。